

令和元年第3回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和元年6月13日第3回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 谷 博 之	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
-----	---------	-------	---------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	ガ ス 水 道 局 長	佐々木 善 博
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
選挙管理委員会・ 監査委員事務局長	須 田 徹	市 民 課 長	佐々木 明 美
農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 之	生 涯 学 習 課 長	竹 内 健
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 橋 寿	管 理 課 長	今 野 雄 志
総務課長・通信指令課長	早 水 和 洋		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第3号 繰越明許費の報告について
- 第5 議案第54号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第55号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第56号 にかほ市森林環境譲与税基金条例制定について
- 第8 議案第57号 にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第58号 にかほ市公民館条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第59号 にかほ市国民健康保険診療所条例及びにかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第60号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第61号 にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第62号 にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第63号 にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定について
- 第15 議案第64号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

- 第16 議案第65号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
第17 議案第66号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
について
第18 議案第67号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
第19 議案第68号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和元年第3回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については、本日、議案説明の後、質疑、討論、採決を行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、15番伊藤竹文議員、16番佐藤文昭議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

6月6日及び本日9時より議会運営委員会を開催しております。

本日9時からの議会運営委員会では、緊急事案の発生により議案を追加訂正したことにより、議案が差し替えとなり、議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）に緊急事案を入れ、前の令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の内容はそのまま、議案第68号令和元年度にかほ一般会計補正予算（第2号）にしたものでございます。

緊急事案については初日に採決が必要なこと、さらに6月17日に追加議案があることなどの説明を受け、了承しております。

なお、このことによる本会議、委員会の日程変更はありませんでしたが、6月18日火曜日の一般質問の2日目ですが、午後1時半から急きょ議会全員協議会を開催することとし、先日5月27日月曜日に説明会がありました屋内運動施設について、説明会後の検討の経緯等を確認することにいたしました。

た。

6月6日の議会運営委員会では、6月定例会、その他について協議しております。

6月定例会への提出案件は、繰越明許費の報告1件、条例の制定また改正11件、補正予算4件、計16件、陳情は継続審査案件を含めると7件で、一般質問は6人となっております。

お配りの日程案の方をご覧いただきたいと思います。

会期日程は、本日6月13日から6月26日までの14日間とし、本日は本会議、明日14日は議案調査日といたしまして、17日・18日の2日間を一般質問といたします。一般質問は、17日に4人、18日に2人といたします。19日を議案調査日といたしまして、20日に議案質疑、議案等付託、予算特別委員会設置を行います。20日から25日までを委員会といたしまして、26日の最終日に討論、採決を行います。

なお、議案第57号から議案第62号の議案6件については、10月1日からの導入の消費税10%に係る各施設の利用料金等の条例改正とのこととございます。また、議案第65号の令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）につきましても、緊急事案ということで、本日、議案の説明後、質疑、討論、採決となります。また、委員会付託をいたしませんので、本日、全員で現場踏査を行ってから採決をしたいと思います。

本会議において採決を行います。

その他につきましては、最終日に議会全員協議会を開催すること、議員互助会及び林活議員連盟につきましても、本定例会中に役員会、最終日に総会を開催すること、広報広聴委員会につきましても、最終日ではなく定例会中に開催すること、また、本日、本会議終了後に正副委員長会議を開催することなど確認しております。以上、報告いたします。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月26日までの14日間に決定しました。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

それでは、本日からの6月定例会をどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、私からは、最近の市政について御報告をさせていただきます。

初めに、平成30年度の一般会計・決算見込みについてであります。

歳入が約143億1,800万円、歳出が約140億5,100万円で、おおよそ2億6,700万円の黒字決算となる見込みであります。

次に、元年度の課税状況についてであります。

5月末現在の軽自動車税の調定額は、前年同月比2.5%、約183万円増の7,472万円となっております。

固定資産税については、土地評価額の下落傾向が続いているものの、家屋の新增築に伴う評価額が伸びており、調定額で前年度並みの14億1,970万円となっております。

個人市民税については、5月中旬に給与からの特別徴収分のみ税額を通知しておりますが、調定額は、前年同月比1.4%、約1,080万円増の7億9,160万円となっております。この増額は、市内主要製造企業等の業績が好調で雇用・所得環境が改善し、給与所得が増加したことによるものであります。

なお、個人市民税の普通徴収分及び年金からの特別徴収分が確定するのは6月中旬となりますが、現在のところ、個人市民税全体の調定額は、給与所得等は伸びているものの、農業所得や株式等譲渡所得が減少しているため、前年度並みの10億800万円前後と見込んでおります。

滞納整理については、平成29年度以前の滞納繰越分の国民健康保険税等を含む市税全体の収納率は24.6%で、前年度比0.6%の減となっております。

今年度においても、国・県との合同滞納整理や共同催告などの連携を図り、徴収体制の強化を継続してまいります。また、納税相談の充実も図りながら、市民の税制度への理解や納税意識の高揚に努めてまいります。

次に、市内の経済状況についてであります。

1月から3月までの本市景況調査によると、調査を依頼した52社のうち、85%に当たる44社から回答があり、前年同期と比較し、「好転」が12社、「横ばい」が17社、「悪化」が15社となっております。

製造業においては、「好転」が6社、「悪化」が8社で、食品製造業において好調な動きが見られる一方、金属・電気・精密機械等を取り扱う多くの企業が「受注額の減少、取扱品の減産、取引先の減少」を挙げており、景況感は後退しております。

また、運輸・小売・サービス業においては、「横ばい」または「好転」と回復傾向が見られますが、飲食・宿泊業においては、利用者数の減少、利用形態の変化により、収益の減少傾向が続いております。

一方、建設業においては、受注額や受注量の増加を挙げる企業が多く見られ、D I 値——好転企業割合から悪化企業割合を差し引いた値ですが、これについてはゼロ%で、前年同期のマイナス33%から改善しております。

今後の業況見通しは、「好転」が10社、「横ばい」が18社、「悪化」が16社となっており、特に製造業においては、D I 値がマイナス15%と、最も悪化を示しております。これは、米中関係の影響による受注低迷への懸念や、今後、消費増税による影響も懸念されるなど、引き続き慎重に注視していく必要があります。

市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、4月末現在で1.26倍となり、前年同月比で0.09ポイント上昇しております。県全体の平均1.53倍に比べ、0.27ポイント下回ってはおりますが、依然として高水準を維持しております。

高校生の就職状況についてであります。

この春に卒業した本市在住の高校新卒者は196人で、そのうち、38%に当たる76人が就職しております。就職率は100%で、6年連続で希望者全員が就職しており、就職先は、県外の16社に18人、県内の23社に58人で、うち市内は15社に34人となっております。

県内就職者の主な業種別では、製造業が39人と最も多く、次いで、公務員が6人、小売業、運輸業が3人ずつなどとなっております。

前年と比較すると、新卒者数は44人の減、就職者数は6人の減ですが、市内就職者は6人の増、県外就職者は前年同数となっております。

ハローワーク本荘管内の高校新卒者に対する求人事業所数は、昨年と比較して27社（27.0%）増の127社、求人数は99人（25.3%）増の490人となっております、一部の事業所では求人数を充足できず、人材確保に苦慮する状況が続いております。

次に、移住・Uターン促進事業についてであります。

5月末現在、本市への移住希望者の有効登録数は、前年同月比で31世帯増の93世帯となっており、特に20代、30代の登録者が約5割を占めるなど、若い方の関心の高さがうかがえます。

今年度は、官民一体で取り組む「にかほ市移住・Uターン推進協議会」の事業として、新たに移住PR動画とガイドブックを作成し、本市の魅力発信の強化を図ります。

首都圏等でのイベントについては、昨年度に続き、7月27日に開催される「新・農業人フェア」に、農林水産課の就農アドバイザーやJA職員も参加し、希望者に対する就農相談を実施するほか、翌28日には、Aターン就職希望者が多数来場する秋田県主催の「Aターンフェア」と、東北6県の自治体が合同開催する「東北U・Iターン大相談会」にブースを出展するなど、2日間にわたって本市の様々な分野の魅力を集中的に紹介しながら、移住希望者のフォローアップと新規掘り起こしを図ってまいります。

次に、若者の地元定着についてであります。

本市に住所を有し、地元就職した新学卒者等を対象に、昨年度から実施している「フレッシュワーク奨励金」については、高校卒業者53名、大学卒業者等18名、計71名に交付しております。

奨励金交付時のアンケートによると、地元就職の理由は「実家から通えて経済的に楽だから」との回答が多い一方で、就職活動については「地元企業の情報が不足している」との声も多く寄せられております。

市では、昨年度に引き続き、「企業紹介ガイドブック」を作成し、本荘由利管内各高校の就職希望の生徒や、市成人式の参加者に配布するほか、市内企業の見学会を開催するなど、新規学卒者の地元就職をサポートしてまいります。

また、就職先として若者に選ばれる企業を目指すため、地元企業を対象に、5月27日を皮切りに全6回シリーズで、人材確保のスキルアップを図るセミナーを由利本荘市と合同で開催しております。

次に、職員採用試験の実施についてであります。

来年度採用予定の市職員採用試験については、昨年度から実施している大学卒業程度の一般事務と土木に加え、新たに、高等専門学校卒業程度の土木・建築・電気、そして短大卒業程度の栄養士を募集します。

採用予定はそれぞれ若干名で、受験申し込みを6月26日まで受け付け、一次試験を7月28日に実施します。

また、高校卒業程度の一般行政職は9月に、消防吏員は10月にそれぞれ一次試験を予定しており、ともに採用予定は若干名で、申し込み等については、今後、市広報やホームページでお知らせします。

市では、採用試験の時期や区分を見直し、採用後の待遇を改善するとともに、地域の各校に対して生徒の受験を働きかけるなど、多様で優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

次に、独立行政法人住宅金融支援機構との連携協定についてであります。

3月27日に、住宅取得者向けに資金融資制度を講じている独立行政法人住宅金融支援機構と、「フラット35地域活性化型に関する連携協定」を締結しました。県内では秋田市や横手市などに続き9件目となります。

この協定は、本市における移住・定住と空き家の利活用を促進するため、市が実施する補助事業と、住宅金融支援機構が実施する全期間固定金利住宅ローン「フラット35」とが連携するものであります。

対象となる本市の補助事業は、住宅を取得する移住者向けの「定住奨励金事業」と、空き家を購入する若者夫婦や子育て中の世帯向けの「若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金事業」で、これらと併せて「フラット35」を利用する場合に、当初5年間の借入金利が引き下げとなるものであります。

次に、桂坂廃止石油坑井封鎖業務の進捗状況についてであります。

本業務につきましては、昨年度の調査段階において井戸の掘削が難航したため、封鎖工事は今年度施工することに変更しておりました。

今年4月1日から着工し、無事に油の噴出を止めることができたため、5月17日で工事を完了しております。

引き続き、油で汚染された土壌の処理作業を行っておりますが、当初の想定よりも汚染土量が大幅に増えたため、関係費用に係る補正予算を会期中に追加議案として提案を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ベトナム社会主義共和国フンイエン省フンイエン市との友好交流及び相互協力に関する覚書についてであります。

このほど、ベトナム・フンイエン省フンイエン市と、友好交流及び相互協力に関する覚書を取り交わしました。

これは、20回目を迎えた今年のTDK山崎貞一杯争奪少年サッカー選手権大会に、フンイエン省から少年サッカーチームが参加したことをきっかけとして実現したもので、大会初日の5月3日に、フンイエン省、グエン・ズイ・フン副知事らの出席のもと、市内で調印式を行いました。

覚書の内容は、両市の交流人口の拡大によって相互理解と友好交流を増進し、各分野における交流協力と情報交換を行うなど、双方の繁栄を目的として相互協力関係を築こうとするもので、今後、産業振興やスポーツ交流をはじめとする協力事業や共通の課題等について協議をしてまいります。

次に、国際交流事業についてであります。

姉妹都市アメリカ・ショウニー市からの訪問団——団員は10名、引率は2名ですが、これらが7月31日から8月5日までの期間で市内に滞在します。

今回が28回目の訪問団受け入れとなりますが、これまでと同様に市民とともに歓迎し交流できるよう、周知等に努めてまいります。

また、アメリカ・アナコーテス市への中学生訪問団（団員9名、引率3名）を、8月1日から8日までの日程で派遣します。

6月7日に1回目の説明会を終え、今後6回ほどの研修を行う予定で、ホームステイを通じて異国の生活習慣や異文化を体験するとともに、友情を深められるよう出発に備えてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

平成30年度のふるさと納税の実績は、納税件数が2,202件、納税額が3,818万8,000円となり、平成29年度と比較して、891件、1,438万円（60.4%）の増加となりました。

平成30年度においては、返礼品について国が示した基準「返礼率3割以下」に見合う見直しと、その種類を増やしたほか、これまで納税いただいた方々にダイレクトメールで案内するなど、納税額の増加に取り組んできたところであります。

なお、6月1日から、地方税法改正に伴う新たなふるさと納税指定制度が施行されますが、本市は、令和2年9月30日までの間、引き続き本制度が適用される団体として総務大臣より指定をされております。

次に、国民健康保険税の税率改正についてであります。

国民健康保険は、平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は所得水準や医療費水準に応じて、県が算定する事業費納付金を納める制度に移行しております。

これにより、単年度の医療費の増減にかかわらず、事業費納付金に見合う税収が必要となり、本市では平成30年4月に国保税率を改正したところです。

今年度、県から示された事業費納付金や保健事業などの経費を基に試算した結果、健全な国保事業を運営するためには税率改正が必要となることから、今定例会に条例改正案を上程しております。

改定率は7%の増で、年税額は世帯平均で9,852円、1人当たり平均では6,084円の負担増となります。

改定に当たっては、市広報への折り込みチラシやホームページ等で市民への周知を図ってまいります。

次に、多目的福祉施設についてであります。

社会福祉法人象潟健成会が地域貢献の一環として整備を計画しております多目的福祉施設については、このほど実施設計が完了し、年度内の竣工を目指して整備することとなりました。

引き続き、市としての支援等について、法人と協議をしております。

次に、子育て世代包括支援センターについてであります。

今年10月に金浦保健センター内に開設を予定している、にかほ市版ネウボラ「子育て世代包括支援センター」については、本市の実情に合った支援体制の準備を進めているところであります。

親しみを持って気軽に御利用いただけるよう、現在、センターの愛称を募集しており、市民の皆様からの多数の応募を期待しております。

次に、国民健康保険診療所についてであります。

国民健康保険診療所は、昭和20年代に開設以降、主に仁賀保地区の地域医療へ大きく貢献してきたところでもあります。

開設から70年ほどが経過し、人口減少等による患者数の減少や、医療の進歩・高度化により、在宅医療の果たすべき役割やニーズが変化するなど、国保診療所を取り巻く環境は大きく変化しております。

そうしたことから、「にかほ市公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、安定的に継続できる診療所の今後のあり方について、検討を行ってまいります。

次に、農業についてであります。

米の生産については、昨年度から、行政による生産数量目標の配分がなくなり、米の生産者や集荷業者等が主体的に需要に応じた生産・販売を行っております。

今年の需給調整については、秋田県内の主食用米生産数量の目安が40万7,000トンと示されたことを受け、にかほ市農業再生協議会では、市内の生産の目安を1万129トン（前年比148トンの減）としております。

面積に換算すると、約1,792ヘクタール（約4ヘクタールの減）となり、これを基に加工用米、備蓄用米等と合わせて、需要に応じた米生産を行うこととしております。

次に、クマの目撃情報についてであります。

今年も、秋田県内ではクマの目撃情報が相次ぎ、本市においても、5月1日に、院内集落の北東の山林において女性がクマと遭遇し、耳と腕に軽傷を負う人身被害が発生しました。

市では、直ちに看板を設置するなど注意喚起を行いました。今後も警戒が必要であり、引き続き秋田県をはじめとする関係機関と連携を密にしながら、迅速な情報提供に努めるなど、適切に対応してまいります。

次に、日沿道の進捗状況についてであります。

遊佐・象潟道路のうち、平成28年度から着工している象潟インターチェンジから小砂川インターチェンジ（仮称）までの区間については、これまでに西中ノ沢地内の市ノ沢川橋の橋台、橋脚が完成しており、現在は奈曾川橋の橋脚工など、8件の工事が進められております。

今後も、秋田県や山形・秋田県境区間建設促進期成同盟会などとともに、小砂川インターチェンジまでの早期開通と、県境区間の早期完成に向けて、関係機関に強く要望してまいります。

次に、観光客の入り込み状況についてであります。

にかほ市観光協会主催による勢至公園の観桜会は、4月6日から23日まで開催されました。

今年は、標準木の開花情報カメラを設置し、協会ホームページでの配信を行っております。平年並みの4月13日に開花し、期間の後半から天候に恵まれ満開となったため、ライトアップ期間を延長したところ、期間中の入り込み数は、前年比約2万人増の6万5,000人となりました。

また、ゴールデンウィーク期間中の観光施設の入込み数は、10日間と期間が長かったこともあ

り、「ねむの丘」、「はまなす」が合わせて約5万1,000人で、前年比37%の増、鳥海山・鉾立が約4,700人で、40%の増、中島台レクリエーションの森が約1,000人で、25%の増となっております。

最後に、ガス事業の民営化についてであります。

ガス事業の譲渡については、3月28日に東海ガス株式会社と仮契約を締結し、5月16日の臨時議会の議決をもって本契約へ移行しております。

また、同月24日には、東海ガス株式会社との本契約への移行確認の調印式を行ったところであります。

今後、7月には3地域で市民説明会を開催するなど、来年4月1日からの民営化に向けて準備を進めてまいります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは教育行政報告をいたします。

教育委員会として、「積小為大」という姿勢を大事にしながら、戦略「5.5アップ大作戦パートIV」に取り組み、そして、常に「これでよいか」という言葉を投げかけながら業務に当たってきているところであります。

それでは、最近の教育行政について報告いたします。

児童生徒の学力の向上と、たくましい心と体の育成についてであります。

今年度、にかほ市全体では、昨年度よりも4人少ない158人の新入学児童を迎え、新学年が始まっております。

これにより、全児童生徒数は、現在1,626人となっております。

今年度の学校教育目標を「夢をもち、心豊かで、元気な子どもの育成」とし、「活かす力」を育む学校教育を推進してまいります。

すなわち、基礎・基本の確実な習得を土台とし、さらに高まろうとする意欲を引き出すことで、応用・発展させる力である「活かす力」をつけていきたいと考えております。

そのために、市独自で教育指導員やさまざまな支援員を雇用し、きめ細かな指導を行ってまいります。

さらには、市内全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、保護者や地域住民の力を学校教育に取り込みながら、にかほ地域学等を充実させ、地域とともにある学校づくりの一層の推進に努めてまいります。

また、今年度から中学校で「特別の教科 道徳」が全面実施となり、検定教科書を使用した授業が行われております。

これにより、小・中学校とも児童生徒の道徳的な判断力や実践力を高めようと、これまで以上に力を入れて指導しているところであります。

このほかにも、来年度から小学校で新学習指導要領が完全実施となり、3・4年生で外国語活動が新たに導入され、5・6年生で週2時間英語が必修となるため、今年度から英語の時数を1時間増やして取り組んでいるところです。

また、小学校で必修となるプログラミング教育に対応するため、仁賀保高校の協力を得ながら、プログラミング学習に積極的に取り組んでまいります。

4月18日、小学校6年生は国語と算数、中学校3年生は国語と数学、英語を対象とした全国学力・学習状況調査が実施されました。

市では、独自に採点をし、結果を分析しながら、学力の向上に取り組んでおります。

児童生徒による各種大会等の結果についてであります。

初めに、中学校3年生によるジュニア観光大使の活動についてであります。

5月上旬、市内3中学校の修学旅行期間中、旅行先である東京都内で各校4人ずつのジュニア観光大使が、本市の魅力をPRする活動を行っております。

仁賀保中学校は品川のあきた美彩館前で、金浦中学校は上野公園周辺で、象潟中学校はJR大崎駅前、本市の観光パンフレット等を配布しながら、本市の魅力を発信しております。

これにより、生徒のコミュニケーション能力と郷土に対する愛着を育むとともに、若い大使の活動により、本市の知名度及び好感度の向上につながることを期待しております。

次に、4月20日と21日に開催された本荘由利中学校春季大会の結果についてであります。

仁賀保中学校サッカー部が優勝し、仁賀保中学校と象潟中学校が合わせて6つの種目で準優勝するなど、本市の子どもたちの活躍が顕著でありました。

また、県大会では、仁賀保中学校サッカー部が準優勝しております。

6月末の総合体育大会での活躍を期待するところであります。

さらに、本荘由利中学校陸上競技大会では、学校総合で仁賀保中学校が準優勝、象潟中学校が第3位となり、個人種目では、仁賀保中学校が5種目、金浦中学校が2種目、象潟中学校が3種目で優勝しております。

本荘由利小学校陸上競技大会では、個人で平沢小学校が5種目、院内小学校が3種目、金浦小学校が1種目で優勝するなど、男女合わせて20種目中、9種目で本市の小学校が優勝しております。

全県大会をはじめ、子どもたちの今後の活躍がますます楽しみであります。

池田修三木版画展&コンサートの開催についてであります。

4月27日から30日まで、象潟公会堂を会場に池田修三氏の木版画の展示と演奏会を組み合わせた「春のメロディー」を開催いたしました。

コンサートを行ったのは、28日が、にかほ市ふるさと宣伝大使のケースケ&マサ、29日は、市内のコーラスグループ、30日は、シンガーソングライターの青谷明日香さんで、それぞれ池田修三氏の作品をイメージした曲などを披露しました。

期間中は、市内外から466人が来場し、盛況となりました。

開催に当たって、展示作品の解説や案内、イベントの受付など、たくさんのボランティアの皆様にご協力をいただき、心から感謝しているところであります。

今後も象潟郷土資料館で常設の池田修三展を開催するなど、PRしていきたいと考えております。郷土芸能クラブの発足についてであります。

5月8日、象潟小学校に児童13人をメンバーとした郷土芸能クラブが発足しました。

横岡番楽保存会の方々を講師に迎え、舞や笛、太鼓などを習い、11月2日の象潟小学校学習発表会で、学習の成果として「鳥海山日立舞」を披露する予定です。

今後は、この活動を市内他校にも広め、郷土芸能の伝承、郷土愛の育成を図ってまいります。

「おくのほそ道」の日本遺産申請結果についてであります。

5月20日、文化庁から審査結果が発表され、「おくのほそ道」は、前回に続き、今回も日本遺産の認定は見送られました。

本市を含む14都県32自治体を代表して、岐阜県大垣市が、「日本を楽しむテキスト『おくのほそ道』～日本人の美意識を磨く旅～」と題し、紀行文をもとに芭蕉本人になりきって名所や旧跡を旅することを提案した内容に見直して、今年1月に再申請したものであります。

今後の日本遺産申請については、大垣市をはじめ、関係自治体と検討してまいります。本市としては、さらに内容を見直して3度目の申請を行うよう、働きかけてまいります。

象潟郷土資料館企画展の開催についてであります。

6月8日から来年5月24日まで、「おくのほそ道紀行330年 歌枕・象潟の旅」と題して企画展を開催しております。

今回の企画展は、芭蕉が目指した歌枕の地・象潟はどのような風景だったか、また、どのような発句を遣し、後の文人たちにどんな影響を与えたのか紹介しております。

同時に、「いきものたち」と題した池田修三作品展も開催しております。

鳥や動物、昆虫など小さな命に対する愛情あふれる作品を前期、後期の2回に分けて、来年の5月24日まで展示いたします。

チャレンジデー2019についてであります。

5月29日、人口規模の似かよった自治体同士で、スポーツ・運動に取り組んだ住民の参加率を競う「チャレンジデー2019」が開催されました。

本市は今年で13回目の参加で、県内全市町村が参加するのは5回目となりました。

本市の今年の参加者数は1万2,456人で、人口2万4,707人に対し、参加率50.4%でありました。

一方、今回初めて三つどもえの対戦となりましたが、対戦相手となった広島県北広島町の参加率は59.6%、また、北海道幕別町の参加率は50.5%となり、本市は参加率で第3位となり、昨年に引き続きの勝利とはなりませんでした。

敗れはしましたが、初参加以来、目標としてきた50%を初めて上回り、着実に参加率を伸ばしております。

チャレンジデーは、年1回のイベントではありますが、日常的なスポーツの習慣化や市民の健康増進につながることを期待しております。

フェライト子ども科学館「入館館100万人突破」についてであります。

5月5日の子どもの日、フェライト子ども科学館の入館者が100万人を突破しました。

同館は、平成10年10月の開館以来、年間約5万人の入館者で推移し、現在20年を迎えております。

記念すべき100万人目となった秋田市の小学2年生の鈴木優真君には、記念として地球儀を贈っております。

今後も、市内外の多くの方々から、見て、触れて、楽しんで、科学に興味を持っていただけるよう、様々なイベントにも取り組んでまいります。

「白瀬南極探検隊記念館」書院の活用についてであります。

4月28日、白瀬南極探検隊記念館では、白瀬夫妻が晩年の一時期を過ごした建物で、生家である浄蓮寺から移築した「白瀬書院」を会場に、「白瀬書院お茶会」を開催しました。

6回目の今年は、昨年より54人多い131人の方々、仁賀保高校茶華道部の生徒のお手前をいただきました。

今後も、仁賀保高校との連携を強化し、市内外の多くの方々に利用していただけるよう、書院の活用を図ってまいります。以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告は終わります。

日程第4、報告第3号繰越明許費の報告についての報告1件、日程第5、議案第54号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第19、議案第68号令和元年度にかほ一般会計補正予算（第2号）についてまでの議案15件、計16件を一括議題とします。

朗読を省略しまして当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、私からは本定例会に提案させていただいております報告及び議案についての提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、報告第3号繰越明許費の報告についてであります。

提案理由につきましては、平成30年度予算で繰越明許費の議決並びに承認をいただいていた予算の繰越計算書の報告であります。

一般会計及び公共下水道事業特別会計について、それぞれ繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告させていただきます。

次に、議案第54号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、選挙長等の費用弁償単価が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

令和元年度からの国民健康保険税率を改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第56号にかほ市森林環境譲与税基金条例制定についてであります。

これにつきましては、本市に譲与される森林環境譲与税を適正に管理するとともに、森林の整備及びその促進に必要な事業に対する資金に充てる資金を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第57号から議案第62号についてであります。これは、先ほども説明がありましたとおり、消費税の増税に伴うものであります。

初めに、議案第57号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

二つ目に、議案第58号にかほ市公民館条例等の一部を改正する条例制定について。

三つ目に、議案第59号にかほ市国民健康保険診療所条例及びにかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

四つ目に、議案第60号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

五つ目に、議案第61号にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定について。

六つ目に、議案第62号にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部付改正する条例制定についてであります。

これらについては、先ほど来述べておりますように、消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、利用者等の負担の適正化を図るため、公の施設の使用料等を改正することを主な理由として条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定についてであります。

令和2年4月1日のガス水道譲渡に伴い、ガスの供給について定めているガス供給条例を譲渡と同時に廃止しようとするものであります。

次に、議案第64号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことなどにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を追加し、総額をそれぞれ128億1,300万円とするものであります。

補正内容は、先ほど議運委員長の報告にもありましたように、令和元年5月30日に確認しました市道長坂線の崩落、これにより道路横断している昭和堰及び法面の復旧を早急に行うため、当該施設の復旧工事費を補正計上するものであります。

歳入では、市債の農業債の昭和堰改修事業を1,000万円増額しております。

また、歳出では、農林水産業費の農村整備総務費に昭和堰法面復旧工事1,000万円を追加しております。

次に、議案第66号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について。

これについての補正内容については、国民健康保険税条例の改正に伴う保険税の増収見込みを補正計上するもので、歳入において、国民健康保険税2,580万8,000円を増額しております。

なお、歳入予算の調整については、財政調整基金繰入金1,580万8,000円を減額して行っております。

次に、議案第67号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に1,500万円を追加し、収益的収入の総額を5億6,401万5,000円とし、収益的支出の予定額に4,202万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,

023万6,000円とするものであります。

補正の主な内容としては、廃止施設の解体、井戸の廃坑、旧ガスの製造供給設備の解体撤去などによる増額となるものであります。

議案第68号令和元年度にかほ一般会計補正予算（第2号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億783万3,000円を追加し、総額をそれぞれ130億2,083万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは地方譲与税で、森林環境譲与税の創設に伴い、新たに森林環境譲与税860万円を追加してあります。

国庫支出金では、社会福祉費補助金にプレミアム付き商品券事業補助金、合わせて3,655万8,000円を増額し、児童福祉費補助金に保育所等整備交付金1,452万2,000円を追加しております。

市債では、社会福祉債に老人福祉施設既設温泉廃坑事業1,500万円、保健体育債に屋内運動施設整備事業4,910万円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものについては、民生費で、福祉施設管理費に老人福祉施設既設温泉廃坑工事委託料1,500万円、児童福祉総務費に保育所等整備交付金2,178万3,000円をそれぞれ追加し、プレミアム付き商品券事業費に同商品券販売委託料など、合わせて3,656万円を増加しております。

衛生費では、成人保健事業費に予防接種法施行令の一部改正に伴う緊急風疹抗体検査等事業予防接種委託料1,200万円を追加しております。

農林水産業費では、林業振興費に森林環境譲与税基金条例の制定に伴う同基金積立金860万円を追加しております。

教育費では、屋内運動施設管理費に屋内運動施設整備事業に係る実施設計業務などの委託料、公有財産購入費及び補助金、合わせて5,177万8,000円を増額しております。

なお、歳入歳出予算の調整は、歳入の繰入金を3,936万2,000円増額しております。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたけれども、補足説明については各担当部課長が行いますので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。再開を11時5分とします。

午前10時56分 休 憩

午前11時04分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、担当部長、局長から、主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第3号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、報告第3号繰越明許費の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

初めに、一般会計分についてでございます。さきに議決いただきました4款1項保健衛生費の緊急

風疹抗体検査等事業から8款2項道路橋梁費、橋梁補修事業までの合わせて9件、2億185万8,000円の繰越明許費につきまして、議決後の平成30年度内における予算執行を加味し、2億99万3,000円を翌年度に繰り越すものと調整したものでございます。

なお、繰越額の財源内訳につきましては、未収入特定財源といたしまして、国・県支出金が1,570万8,000円、地方債が1億480万円、その他収入といたしまして、森林整備センター分収造林費負担金340万2,000円、また、一般財源は7,708万3,000円となるものでございます。

議案書3ページになります。

公共下水道事業特別会計分についてでございます。さきに議決いただきました1款1項総務管理費の笹森クリーンセンター機器修繕工事237万6,000円の繰越明許費につきまして、議決をいただいたとおりの金額を翌年度に繰り越すものと調整したものでございます。

なお、繰越額の財源内訳は、全て一般財源となります。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第54号について、選挙管理委員会事務局長。

●選挙管理委員会・監査委員事務局長（須田徹君） それでは、補足説明いたします。

議案綴り4ページ・5ページになります。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、投票所の投票管理者等の費用弁償単価が見直されたことから、同法の単価に基づいて定めている本市の投票管理者等の報酬単価を改める必要があることから、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、5ページの方になります。

選挙長及び開票管理者の報酬額を「日額1万600円」から「日額1万800円」へ、投票所の投票管理者の報酬額を「日額1万2,600円」から「日額1万2,800円」へ、期日前投票所の投票管理者の報酬額を「日額1万1,100円」から「日額1万1,300円」へ、投票所の投票立会人の報酬額を「日額1万700円」から「日額1万900円」へ、期日前投票の投票立会人の報酬額を「日額9,500円」から「日額9,600円」へ、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を「日額8,800円」から「日額8,900円」へ改めるものでございます。

施行日は、公布の日からとしています。以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第55号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について補足説明申し上げます。

議案綴りは6ページ・7ページをご覧ください。

去る5月27日、議会全員説明会で御説明いたしましたとおり、健全な国民健康保険事業の運営を図るため国保税率の改正が必要でございますので、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第3条第1項では、医療給付に係る所得割の税率「100分の6.10」を「100分の6.90」に、第5条では、医療給付に係る均等割額「3万1,500円」を「3万4,500円」にそれぞれ改正いたします。また、第23条第1項では、均等割額の改正を行うことに伴い、第1号中、7割軽減額を「2万2,050円」を「2万4,150円」に、第2号中、5割軽減額「1万5,750円」を「1万7,250円」に、

第3号中、2割軽減額「6,300円」を「6,900円」に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第56号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第56号にかほ市森林環境譲与税基金条例制定について補足説明をいたします。

議案綴りは8ページと9ページをご覧ください。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、本市に本年度から譲与される森林環境譲与税を適正に管理するために本条例を制定し、一度基金に繰り入れを行ってから、年度ごとに実施する事業に対して一般会計に繰り入れ運用いたします。これによって、基金の歳入歳出管理が明確になるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第57号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第57号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

議案綴りの11ページをご覧ください。

このたびの条例改正につきましては、消費税法等の一部改正による消費税率及び地方消費税率の改定並びに郵便差出箱設置使用料の追加に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

初めに、別表の郵便差出箱設置使用料、1個につき1年あたり230円を加えることにつきましては、これまでは各庁舎の行政財産敷地内に設置しております郵便差出箱の使用料については、道路占用料徴収条例に準じて使用料を徴収しておりましたが、本来、行政財産使用料徴収条例で定めるべきものでございますので、このたび改正しようとするものでございます。

また、その下の別表の備考3中の改正につきましては、これまで土地の使用期間が一月に満たないときの土地使用料の額は、日割で計算した額に1.08を乗じて得た額としておりますけれども、消費税率の改定に伴いまして、1.1を乗じて得た額に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第58号について、教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、議案第58号にかほ市公民館条例等の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

議案綴り12ページから15ページです。

13ページをご覧ください。

初めに、第1条、にかほ市公民館条例の一部改正についてです。

条例の別表第2、第10条関係について、備品使用料、グランドピアノの使用料を1時間につき「740円」を「750円」に改定するものです。

次に、第2条、にかほ市勤労青少年ホーム条例の一部改正についてです。

別表第11条関係、1、にかほ市勤労青少年ホーム(3)音楽ホール附属設備使用料中、これもグランドピアノの使用料でございますけども、「1時間につき1,000円」を「1,010円」に改定するものです。

次に、第3条、にかほ市象潟公会堂条例の一部改正についてでございます。

別表第2、第5条関係について、備品使用料、グランドピアノの使用料を「1時間につき740円」を「750円」に改定するものです。

14ページをご覧ください。

第4条、にかほ市運動広場条例の一部改正についてです。

別表2、第9条関係、6、にかほ市象潟グラウンド夜間照明の使用料について、市外の方の利用の場合「7,000円」から「7,100円」に改定するものです。

同じく14ページから15ページまででございますけれども、第5条、にかほ市B&G海洋センター条例の一部改正についてです。

別表第9条関係、象潟B&G海洋センター、1、水泳プール使用料のうち、会員券の金額を一般、市内「年間1万280円」を「1万470円」、「半年間5,650円」を「5,750円」、市外の方「年間1万2,340円」を「1万2,560円」に、「半年間6,680円」を「6,800円」、高校生等及び65歳以上につきまして、市内の方が「年間7,190円」を「7,320円」、「半年間3,800円」を「3,870円」に、市外「年間9,250円」を「9,420円」、「半年間4,830円」を「4,910円」、中学生以下でございますけれども、市内「年間5,140円」を「5,230円」、「半年間2,770円」を「2,820円」、市外「年間7,190円」を「7,320円」、「半年間3,800円」を「3,870円」に改定するものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものです。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第59号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第59号にかほ市国民健康保険診療所条例及びにかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明申し上げます。

議案綴りは17ページをご覧ください。

初めに、第1条、にかほ市国民健康保険診療所条例の一部改正についてでございます。

手数料、第6条第1号から第9号までのそれぞれの金額について、8%の消費税相当額を含む金額を10%の消費税相当額を含む額に改正するものでございます。

続きまして、第2条、にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

別表第2（第10条関係）、一般廃棄物の処理手数料のうち、表の中段、区分、発砲スチロール類の金額中、「820円」を「830円」に改正いたします。

18ページ、最終処分場で処理する一般廃棄物の処理手数料のうち、3列目、料金の家庭系一般廃棄物の3行目以降について、「1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「5,140円」を「5,230円」に改正し、4列目、同じく事業系一般廃棄物の2行目以降、「1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「4,110円」を「4,180円」に、

「6,170円」を「6,280円」に、「1万280円」を「1万470円」にそれぞれ改正するものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第60号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第60号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例等の一部を改正する条例制定について補足説明をいたします。

議案綴りは19ページから23ページとなっております。

初めに、20ページ、第1条、にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部改正についてです。

条例の別表2、第16条関係につきましては、使用料、一般汚水、基本料金（1ヵ月につき）10立方メートルまで、「税込み1,188円」を「1,210円」に、超過料金（1立方メートルにつき）10立方メートルを超えるもの、「税込み118.8円」を「121.0円」に改定いたします。

次に、第2条、にかほ市牧野使用料徴収条例の一部改正についてです。

別表第3条関係につきましては、採草料、公有財産台帳価格に100分の5.1を乗じて得た額または10アールにつき1ヵ年「2,570円以内」を「2,610円以内」に改定いたします。

次に、第3条、にかほ市漁港管理条例の一部改正についてです。

条例第11条第2項、施設占用料及び第12条第2項、土砂採取料等の額について、それぞれ「1.08」を「1.1」に改定いたします。

次に、第4条、にかほ市道路占用料徴収条例の一部改正についてです。

別表第2条関係、占用料の額につきましては、備考7(3)占用料の期間が1ヵ月未満の占用料の算出について、「1.08を乗じた金額」から「1.1を乗じた金額」に改正いたします。

次に、第5条、にかほ市河川流用占用料等徴収条例の一部改正についてです。

別表第3、第4条関係、土石採取料その他の河川産出物採取料のそれぞれの税込み金額について、「1.08を乗じた金額」から「1.1を乗じた金額」に改正いたします。

次に、第6条、にかほ市法定外公共用財産管理条例の一部改正についてです。

こちらも別表第13条関係、2の収益料のそれぞれの税込み金額につきまして、「1.08を乗じた金額」から「1.1を乗じた金額」に改正いたします。

最後に、第7条、にかほ市下水道条例の一部改正についてです。

別表第16条関係、下水道使用料金について、こちらもそれぞれの税込み金額につきまして、「1.08を乗じた金額」から「1.1を乗じた金額」に改正いたします。

なお、施行期日は、附則にありますとおり、令和元年10月1日からの施行です。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第61号について、商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤豊弘君） 議案第61号にかほ市鶴泉荘条例等の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

議案綴りは24ページから28ページ。

初めに、25ページをお開きください。

第1条、にかほ市鶴泉荘条例の一部改正についてです。

条例の別表第4条関係の2、宿泊料金表につきまして、中学生以上1泊2食の宿泊料金「税込み5,960円」を「6,070円」に、素泊まり宿泊料金「税込み3,590円」を「3,650円」に改定し、同じく小学校生以下について、1泊2食の宿泊料金「税込み4,210円」を「4,280円」に、素泊まり料金「税込み1,850円」を「1,880円」に改定いたします。

また、備考欄の加算額としまして、時間外に使用したときの1部屋1時間「税込み710円」を「720円」に、暖房設備を使用した場合の1部屋1泊につき「税込み610円」を「620円」に改定いたします。

次に、第2条のにかほ市稲倉山荘条例の一部改正についてでございます。

別表第5条関係、備考3についてでございます。稲倉山荘を占用使用する場合に、使用期間が1ヵ月に満たないときの土地使用料算定のための料率「1.08」を「1.10」に改定するものでございます。

次に、第3条、にかほ市スキー場条例の一部改正についてでございます。

ページは25ページ下段から26ページ中段まででございます。

別表第3条関係につきまして、小・中学生のロープトウ1日券「税込み610円」を「620円」に、シーズン券の「税込み3,080円」を「3,130円」に、2段飛ばしまして、小・中学生以外の4時間券「税込み710円」を「720円」に、1日券「税込み1,020円」を「1,030円」に、それからシーズン券「税込み5,140円」を「5,230円」に、貸スキー靴、ストックセットの小・中学生1回「税込み1,020円」を「1,030円」に、その他を1回「税込み1,540円」を「1,560円」に、それから貸スノーボードセットの小・中学生1回「税込み1,020円」を「1,030円」に、その他を1回「税込み1,540円」を「1,560円」にそれぞれ改定するものでございます。

次に、第4条、にかほ市仁賀保高原施設条例の一部改正についてでございます。

キャンプ場の使用料のうち、貸テント料「税込み1,000円」を「1,010円」に、自転車の二人乗り車の使用料「税込み640円」を「650円」にそれぞれ改定するものでございます。

続いて、第5条、象潟ねむの丘条例の一部改正についてでございます。

別表、施設使用料の上限額、第9条関係について、多目的バルコニー、大広間の利用料金の上限額「税込み1万280円」を「1万470円」に、個室の茶室15畳の利用料金の上限額「税込み3,080円」を「3,130円」に、個室15畳の利用料金の上限額「税込み2,570円」のところを「2,610円」に、個室12畳の利用料の上限額を「税込み2,050円」を「2,080円」に、27ページに移りまして、浴室入浴料のうち、休憩室利用を含む1日券の大人「710円」を「720円」に、カラオケルームの利用料金の上限額「税込み1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」にそれぞれ改定いたします。

次に、第6条、にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部改正についてでございます。

別表、保養センター利用の上限額、第8条関係のうち、個室利用料の日帰りに関する利用の上限「税込み2,0670円」を「2,710円」に、個室使用料の宿泊の大人利用の上限額「税込み3,700円」を「3,760円」に、小学生「3,180円」を「3,230円」に改定いたします。それから、特別室使用料の日帰り「税込み1万280円」を「1万470円」に、宿泊の大人「5,140円」を「5,230円」に、小学生「3,590円」を「3,650円」にそれぞれ改定いたします。また、一部について、現状と整合を図りながら表を整理してございます。

最後に、第7条、にかほ市観光拠点センター条例の一部改正についてでございます。

別表第8条について、販売ブースの月額、30平米の使用料を「税込み3万2,400円」を「3万3,000円に、28ページになりますが、40平米の月額使用料「4万3,200円」を「4万4,000円に、60平米の月額使用料「6万6,000円」にそれぞれ改定いたします。それから、1ヵ月に満たない場合の日額に關しまして、表現を備考1、2にまとめて改定してございます。

施行日は、附則にありますとおり、令和元年10月1日からの施行でございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第62号及び議案第63号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） 議案第62号にかほ市ガス供給条例及びにかほ市水道事業給水条例の一部付改正する条例制定についての補足説明をいたします。

議案綴り30・31ページをお願いいたします。

消費税率改正に伴いまして、ほかの関連議案と同様にガス及び水道事業の別表2の税込み表示の金額を、税率8%から10%とした金額に改めるものでございます。

31ページ下段の経過措置につきましては、税率は10月1日から変更になりますけれども、施行日以前から継続して使用されているガス及び水道につきましては、10月に検針した分の料金を従前の8%の取り扱いにするものであります。また、実質的な料金への適用につきましては、11月の検針分からとなります。

次に、議案第63号にかほ市ガス供給条例を廃止する条例制定についての補足説明は、特にございません。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第64号について、消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、議案第64号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

議案綴り35ページをご覧ください。

改正条文の上から3行目の第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるについてであります。不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改められたことに伴い、改正するものであります。

この条例は、令和元年7月1日に施行するものであります。

次に、改正条文の上から7行目の(6)からの文言についてであります。外国人観光客が増加し宿泊施設が不足してきたことから、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日の施行前に、平成30年6月1日施行の「消防法施行規則等の一部を改正する省令」により、民泊住戸部分が300平方メートル未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで自動火災報知設備を免除可能であること、また、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用火災警報器の設置免除が可能であることから改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、中段にあります（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）についてであります。平成2

4年5月に広島県福山市で発生したホテル火災、平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを受けて調査したところ、重大な違反のある防火対象物が数多く存在していました。このような違反対象物に対して消防機関が命令を行ったとしても、命令内容が公示されるまで相当に時間が要するため、この間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況であることから、利用者みずからが建物の情報を入手して利用を判断できることが必要であると判断して改正するものであります。

公表となる対象物は、飲食店、店舗、ホテル、病院など不特定多数の人が出入りする消防法施行令による防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準及び同条第2項の規定に基づき火災予防条例で定める技術上の基準に従って、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備を設置しなければならないものが対象であります。公表方法は、にかほ市ホームページの掲載によるものであります。

この条例は、令和2年4月1日に施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第65号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）につきまして補正内容を説明いたします。

補正予算書は8ページをご覧ください。

6款1項6目農村整備総務費15節工事請負費に1,000万円の補正をお願いするものでございます。工事は昭和堰法面復旧工事で、当初予算で行っております設計業務の箇所とは別の箇所でございます。

昭和堰は、旧小滝第3発電所送水管を起点としまして四隅池までの約3キロの農業用水路で、市が管理しております。5月30日に、周辺作業中の測量会社から法面の崩落情報があり、翌31日に現地を調査したところ、法面の幅約15メートル、高さ10メートルの崩落を確認しました。道路交通にも支障があると判断し、直ちに通行どめの措置を行い、シャトルバスのルート変更もお願いしております。週が変わりまして6月3日に再度現地調査を行ったところ、増破しており、緊急に復旧を行う必要があると判断したものでございます。崩落の原因としましては、ヒューム管出口の水による土砂の洗掘が考えられますが、この時期、田植え時期には水路への取水量が増えますので、今回一気に崩落したものと思われれます。現在、昭和堰の維持管理業務をお願いしている関耕地整理組合からは、取水の量を半分にしていただきまして、また、道路側溝にバイパスし、法面をブルーシートで覆っております。これから梅雨の季節を迎え、降雨による道路崩落が懸念されますし、水路が横断している市道長坂線には水道の送水管200ミリが3本埋設され、破壊等の事象が起これば象潟元町全域に断水などの影響が心配されますことから、補正予算を別にお願ひし、議決後直ちに復旧工事を行いたいと考えておりますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第66号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第66号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございますので、補足説明

は特にございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第67号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、議案第67号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

予算書の3ページをお願いします。

収益的収入の1款3項4目雑収入1,500万円の増額は、象潟の旧老人福祉センターの温泉用として使用しておりました象潟地区立石地内の井戸の廃坑費用として、一般会計からの事業の委託分でございます。

次に、収益的支出の1款2項25目委託作業費1,236万6,000円の増額は、ガス事業譲渡に関連しまして、旧金浦事業所敷地内にあります井戸を廃坑する費用でございます。

次に、1款3項25目委託作業費1,465万8,000円の増額は、同じくガス事業譲渡に関連しまして、旧金浦事業所敷地内にあります建物及び廃止した機械設備などを解体撤去する費用でございます。

次に、1款6項4目雑支出1,500万円の増額は、立石地内の井戸を廃坑する費用として営業外費用に補正するものでございます。

最後に、2ページをお願いいたします。

第3条、一時借入金の補正につきましては、限度額を1億8,000万円とするものであります。これも、ガス事業譲渡に伴い、ガス事業会計において支払い業務に支障を来たさないように限度額を増額しておくものでございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第68号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第68号令和元年度にかほ一般会計補正予算（第2号）中、企画調整部関係につきまして補足説明させていただきます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

初めに、地方債補正でございます。

上段、追加分といたしまして、老人福祉施設既設温泉廃坑事業1,500万円、屋内運動施設整備事業4,910万円は、本補正予算で計上しております事業費に応じまして限度額を定めたものでございます。

なお、温泉廃坑につきましては過疎債を、また、屋内運動施設につきましては合併特例債を借り入れ予定としてございます。

下段の変更分でございますが、それぞれの事業費が増額となったことから、それぞれの起債につきましても増額し、限度額を定めたものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

初めに、14款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円ですが、国が整備管理いたします情報連携専用ネットワークシステムの改修等に要する自治体負担金に対しまして、国から補助されるものでございます。

予算書9ページ下段になります。

19款1項1目繰越金3,936万2,000円は、歳入歳出の差額調整のためのもので、平成30年度決算の翌年度繰越額は約2億6,700万円の見込みでございます。

続きまして、10ページ上段になります。

20款4項6目雑入、コミュニティ助成事業助成金330万円のうち230万円が企画調整部関連となりまして、横岡自治会館のエアコン設置事業に対しまして、自治総合センターからの助成金となります。

その下、21款1項市債につきましては、地方債補正で説明いたしましたとおり、それぞれの事業につきまして補正額を定めてございます。

次に、歳出でございます。

11ページ上段をお願いいたします。

2款1項9目企画費13節委託料277万4,000円は、地方創生SDGsに対するアドバイス業務の委託料でございます。SDGsは、持続可能な開発目標といたしまして国際的に2030年までの達成目標でございます。にかほ市といたしましても、これに取り組むために専門的な見地からのアドバイザー委託料を計上しておりますところでございます。

続きまして、11目交流促進事業費19節負担金補助及び交付金465万円でございますが、各地区から要望のございました七つの自治会、横岡、三森、武道島二区、小国、両前寺、釜ヶ台、川袋、こちらの集会施設の改修等に関する補助金でございます。このうち横岡自治会におきましては、歳入で御説明いたしましたコミュニティ助成金が充当されてございます。

12目情報管理費19節負担金補助及び交付金239万1,000円でございます。いわゆるマイナンバー制度におきます専用ネットワークの中間サーバーを更新・改修する経費につきまして、自治体の人口規模で配分された負担金でございます。歳入で御説明いたしました国からの補助金が充当されてございます。

13目行政経営推進費19節負担金補助及び交付金63万4,000円でございますが、小出小学校の利活用におきまして、鳥海フォスの改修等に対する助成金でありまして、当初予算で見込まれたものよりも改修費用が増額の見込みとなったことから、その差額を補正するものでございます。

なお、この助成金は対象事業費の3分の1を助成するもので、限度額は500万円としておるところでございます。

補足説明は以上になります。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第68号中、市民福祉部関係の主な内容について補足説明申し上げます。

補正予算書8ページをご覧ください。

14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉補助金3,655万8,000円の増額につきましては、プレミアム付き商品券事業に対する国庫10分の10の補助金となっております。

2節児童福祉費補助金1,576万円の増額です。主な内容につきましては、説明欄上段、子ども・子育て支援事業補助金110万9,000円は、設備修繕等に対する国庫3分の1の補助金となります。説明欄

下段、保育所等整備交付金1,452万2,000円は、保育園の大規模改修に対する国庫2分の1の補助となっております。

15款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金110万9,000円の増額は、13款国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金と同様の県3分の1の補助金となっております。

続きまして、歳出です。

12ページをご覧ください。

3款1項7目福祉施設管理費13節委託料1,508万7,000円の増額のうち、説明欄2行目、老人福祉施設既設温泉廃坑工事委託料1,500万円は、旧象潟老人福祉センターに引いておりました象潟立石地内の温泉井戸を廃坑する工事について、ガス水道局に委託するものでございます。

15節工事請負費、午ノ浜温泉外壁等改修工事138万円です。主な工事内容は、浴室外壁の張り替えのほか、配管設備等の改修を予定しております。

同じく8目プレミアム付き商品券事業費13節委託料3,656万円の増額につきましては、本年10月1日から販売を予定しているプレミアム付き商品券発行に係るシステム改修及び販売委託料となっております。販売につきましては、にかほ市商工会へ委託する予定としております。

3款2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金2,196万9,000円のうち、説明欄下段、保育所等整備交付金2,178万3,000円につきましては、にかほ保育園大規模改修に対する1,194万6,000円及び勢至保育園大規模改修に対する983万7,000円の補助交付金となっております。事業費に対する4分の3を補助するもので、補助の内訳といたしましては、国庫2分の1及び市4分の1を合わせ交付するものでございます。

予算書は13ページをご覧ください。

4款1項2目母子保健事業費でございます。本年10月に金浦保健センターに開設を予定している子育て世代包括支援センターの開設準備といたしまして、13節に看板制作委託料10万円、15節に幼児用シンク設置に係る工事請負費62万7,000円を増額補正するものでございます。

同じく3節成人保健事業費13節委託料1,290万円の増額につきましては、高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種が5年間延長されたことに伴う高齢者予防接種委託料300人分90万円の増額及び緊急風疹抗体検査等事業予防接種委託料につきましては、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象とし、750人分1,200万円を増額補正しようとするものでございます。

市民福祉部関係の補足説明につきましては以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第68号の補足説明の前に、先ほど議案第65号の補足説明の際、議案の名称を「平成元年度」と申し上げてしまいました。「令和元年度」の間違いでございますので、訂正させていただきます。

議案第68号令和元年度にかほ一般会計補正予算（第2号）の農林水産建設部に関する補正内容を説明いたします。

補正予算書は8ページをご覧ください。

一番上でございます歳入ですが、2款3項1目森林環境譲与税860万円につきましては、本年度から

施行されます森林環境譲与税でございます。

同じページ一番下でございます15款2項4目農林水産業費県補助金364万5,000円の増額につきましては、経営体育成支援事業補助金として、農業用機械・施設を導入する事業の補助金299万9,000円と、農業用ハウスの補強のための事業の補助金64万6,000円でございます。

次に、9ページ中段でございます16款2項4目生産物売払収入304万1,000円につきましては、平成30年度に実施しました伊勢居地地内市有林の間伐などに係る生産物の売払金でございます。

その下でございます18款2項6目森林環境譲与税基金繰入金308万9,000円につきましては、本年度歳出予算分を基金から繰り入れするものでございます。

歳出は、13ページをお願いいたします。

下から2段でございます6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金509万1,000円の増額につきましては、経営体育成支援事業補助金としまして市のかさ上げ分を加えた516万5,000円、農業生産管理体制支援事業補助金としてGAP取得のための費用助成9万9,000円、農業用ハウスの強靱化緊急対策事業補助金としまして64万6,000円を補正いたします。

一番下でございます6款2項2目林業振興費13節委託料の296万円及び14ページでございます一番上、原材料12万9,000円の合計308万9,000円につきましては、先ほど来説明しております森林環境譲与税の基金から今年度使用する事業の予算でございます。民間の意向調査と路網の補修資材を計上しております。

18節備品購入費110万円につきましては、炭焼き施設で使用する薪割り機械の購入費用です。

6款3項1目水産総務費の11節需用費から16節原材料費までのそれぞれの補正につきましては、9月7日・8日に秋田市を主会場で開催いたします天皇陛下御即位記念第39回全国豊かな海づくり大会のサテライト会場として、道の駅象潟「ねむの丘」敷地内で式典行事、会場歓迎、放流事業の放映がございますが、協賛行事を行うための予算を計上しております。

6款3項2目水産振興費19節負担金補助及び交付金1,130万円の増額につきましては、平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港、それぞれの年度事業費配分の確定によりまして、市の負担分10%相当額を増額するものでございます。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤豊弘君） それでは、議案第68号の商工観光部関係について補足説明申し上げます。

初めに、8ページをお開きください。

歳入でございます。

中段、14款2項4目商工費、国庫補助金2節の観光費補助金の説明欄にあります東北観光復興対策交付金35万2,000円は、東日本大震災の影響によりまして大きく落ち込んだ東北地方の訪日外国人の旅行者を回復するための観光庁からの交付金でございますが、事業費の8割が補助されるもので、一昨年度から由利本荘市、遊佐町、酒田市と連携して申請しております。歳出の観光総務費の一部に本交付金が関連予算を上程しております。

次に、15ページをお開きください。

歳出でございます。

上段、7款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金120万円は、この3月に商工会が小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を経済産業省から得たことによりまして、今後5年間、国の助成を受けるということになりました。特に小規模事業者の経営課題につきまして、きめ細かく支援・支援の活動を行うという取り組みをすることとなっております。この取り組みは、商工会のみならず市の施策とも合致することから、市としましても経費の一部を助成するものでございます。

続いて、その下、7款2項1目観光総務費の13節委託料のうち、説明欄の環島海地域モニターツアー実施事業委託料45万4,000円、これは先ほど歳入で申し上げました東北観光復興対策交付金を活用するものでございまして、今回は台湾のプロガーを中心にモニターツアーを実施するものです。由利本荘市、酒田市、遊佐町との連携事業でありまして、この分が本市負担分ということでございます。

その下のインバウンドマーケット調査委託料21万9,000円は、テレビ局が現在保有している映像資料を活用しまして、当市のどの観光素材が外国人に反応があるかということ进行调查するものでございます。

その下、19節負担金補助及び交付金10万円は、当初予算に計上しておりました訪日外国人観光推進事業補助金が当初の予約数を上回ったための増額でございます。

商工観光部関係の補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、消防関係について補足説明いたします。

補正予算書15ページをお開きください。

9款1項2目非常備消防費18節備品購入費110万円ではありますが、コミュニティ助成事業助成金が決定されたことから、照明器具、給水パイプなどの消防資機材を購入するものであります。

次に、その下、9款1項3目消防施設費15節工事請負費1,350万円ではありますが、象潟元町第1分団第1部1班と象潟元町第1分団第1部2班の消防車庫の老朽化により、象潟元町第1分団第1部の合同車庫改築工事に伴う工事費であります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、議案第68号の教育委員会関係について補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の10款教育費の5項保健体育費の2目屋内運動施設管理費の補正でございます。屋内運動施設建設に関連した予算を計上しております。

5月27日に開催いたしました説明会において御意見をいただいた内容につきましては、再度検討いたしました。その結果、建設場所につきましては、周辺にあるTDK秋田総合スポーツセンターや

宿泊スポーツセンター——合宿所でございますけれども、それと一体的に利用できること、また、白瀬南極探検隊記念館、勢至公園と合わせてスポーツイベントや観光イベント時のにぎわいを創出できること、さらに、南極公園を利用した家族連れ、子どもたちが降雨などの際に気軽に立ち寄れる施設としてキッズルームや交流スペースの整備も計画することで、安全・安心な場所として活用が図られることと、これらから白瀬記念館隣の敷地を建設場所とするものでございます。また、駐車場につきましても、隣接する白瀬南極探検隊記念館の現在の駐車場を含めることで両方の施設への利用が可能であり、有効利用と利便性が図られると考えております。

なお、敷地面積は、当初の段階で7,000平米としておりましたけれども、最大で大きく敷地を確保するようにして8,500平米を購入予定面積としておまして、駐車場も最低100台くらいは確保できるよう計画を進めているところでございます。

関連の補正予算でございますけれども、13節委託料が4,100万円、その内訳でございますけれども、建物の基本設計、実施設計の業務委託が2,450万円、用地測量、造成、設計等の業務委託が1,100万円、地質調査業務委託が550万円となっております。そのほか、17節の公有財産購入費が8,817万5,000円、これは用地の買収費となるわけでございますけれども、22節の補償補填及び賠償金は260万3,000円で、立木等の移転補償費として計上しているものです。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

ハードですが休憩をして、議案第65号の現場踏査のため休憩をして、再開を1時半としますのでよろしくをお願いします。

なお、現場行きのバスが正面入り口で待機しておりますので、このまま現場踏査に行きたいと思っております。よろしくをお願いします。

午後0時03分 休 憩

午後1時30分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整部長より発言を求められておりますので、これを許します。企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の歳入につきまして補足説明させていただきます。

予算書の4ページをご覧くださいと思います。

第2表の地方債補正についてでございます。

当初予算計上の昭和堰改修事業240万円に本補正予算計上の事業費1,000万円につきましても、同一事業として同じ起債を充当することといたしまして、補正後の限度額を1,240万円とするものでございます。

なお、当初予算につきましては過疎債を予定してございましたが、一体事業として、本年度より

創設されました緊急自然災害防止対策事業という起債を充当する予定でございます。この起債は、事業費の100%について起債を充当でき、なおかつ、償還に応じてその70%が後に交付税措置されるという大変有利な起債を充当する予定でございます。

補足説明、以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議案第65号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終わります。

これから議案第65号の討論、採決を行います。

初めに、議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時32分 散 会
